

総務省行政相談センター

まぐみみ 静岡

令和4年台風第15号による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和4年台風第15号により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
静岡行政監視行政相談センターでは、いろいろなお問合せやご相談を受け付けています。
お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

【本ガイドブックについて】

- ・ 静岡行政監視行政相談センターが収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています。情報は、随時、追加・変更してまいります。
- ・ この冊子の最新版は、静岡行政監視行政相談センターホームページに掲載しています。
URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/shizuoka.html>

【静岡行政監視行政相談センターでの相談受付について】

- **行政相談専用ダイヤル：0570-090110**（平日 8:30～17:15）
（受付時間外は留守番電話）

- **インターネット**：右のQRコードからアクセスできます。

URL : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

- **F A X**：054-254-6513

- **来 所**：平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来庁・対面によるご相談の際は、マスクの着用等、感染防止対策にご協力をお願いいたします。



まぐみみ 静岡



総務省行政相談センター

総務省 静岡行政監視行政相談センター

〒420-0853

静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階

電 話：054-254-6451

F A X：054-254-6513

【ご注意】

- 災害救助法の適用が条件となっている支援措置があります。令和4年台風第15号災害においては、静岡県内では次の23市町が適用を受けています。

【市町連絡先一覧】

市町	所在地	代表電話番号等
静岡市	静岡市葵区追手町 5-1	054-254-2111
	「被災者支援窓口」 （生活安心安全課） 054-221-1054	
	葵 区：静岡庁舎新館 1 階ロビー（平日 8：30～17：15）	
	駿河区：駿河区役所 3 階（平日 8：30～17：15）	
	清水区：静岡市清水産業・情報プラザ（清水区相生町 6-17） （平日 8：30～17：15、土日祝：9：00～16：00） ※専門家による相談は、10：00～16：00	
浜松市	浜松市中区元城町 103-2	053-457-2111
沼津市	沼津市御幸町 16-1	055-931-2500
三島市	三島市北田町 4-47	055-975-3111
富士宮市	富士宮市弓沢町 150	0544-22-1111
島田市	島田市中央町 1-1	0547-37-5111
富士市	富士市永田町 1-100	0545-51-0123
磐田市	磐田市国府台 3-1	0538-37-2111
焼津市	焼津市本町 2-16-32	054-626-1111
掛川市	掛川市長谷 1-1-1	0537-21-1111
藤枝市	藤枝市岡出山 1-11-1	054-643-3111
御殿場市	御殿場市萩原 483	0550-83-1212
袋井市	袋井市新屋 1-1-1	0538-43-2111
裾野市	裾野市佐野 1059	055-992-1111
湖西市	湖西市吉美 3268	053-576-1111
御前崎市	御前崎市池新田 5585	0537-85-1111
菊川市	菊川市堀之内 61	0537-35-2111
牧之原市	牧之原市静波 447-1	0548-23-0001
清水町	駿東郡清水町堂庭 210-1	055-973-1111
長泉町	駿東郡長泉町中土狩 828	055-989-5500
吉田町	榛原郡吉田町住吉 87	0548-33-1111
川根本町	榛原郡川根本町上長尾 627	0547-56-1111
森町	周智郡森町森 2101-1	0538-85-2111

- 静岡県では、台風第15号による被害への対応を情報提供しています。詳しくは、以下のURLをご参照ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/typhoon15/top.html>

目次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行(P. 1)
- 2 断水対応（応急給水）(P. 2)
- 3 災害ごみの収集等(P. 2)
- 4 被災者のための住宅提供（P. 3）
- 5 被災住宅の応急修理等（P. 4）
- 6 被災住宅の補修や再建(P. 4)
- 7 災害に便乗した悪質商法に注意(P. 5)



お金のこと

- 8 被災者生活再建支援金の支給(P. 6)
- 9 災害弔慰金等の支給(P. 6)
- 10 災害義援金の支給(P. 7)
- 11 災害援護資金の貸付(P. 7)
- 12 生活福祉資金の貸付(P. 8)
- 13 住宅の建設、補修等の融資(P. 9)
- 14 住宅ローンの返済(P. 9)
- 15 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付（P. 10）
- 16 雇用保険失業給付の支給等(P. 10)



役所の手続きのこと

- 17 国税の特別措置(P. 12)
- 18 県税の特別措置(P. 12)
- 19 市町村税の特別措置(P. 13)
- 20 公共料金の減免措置等(P. 14)
- 21 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合(P. 15)
- 22 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合(P. 16)
- 23 運転免許証の再交付(P. 17)
- 24 自動車検査証の有効期間の伸長(P. 17)

※各項目をクリックすると、ご覧になりたいページに移動します。



民間の手続きのこと

- 25 損害保険に関すること(P. 18)
- 26 生命保険の契約内容(P. 18)
- 27 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合(P. 19)
- 28 専門家による生活なんでも相談（静岡市民向け）(P. 19)
- 29 法律相談等の窓口(P. 20)



医療・健康のこと

- 30 医療機関等の受診、介護サービスの利用など(P. 21)
- 31 こころの悩みや健康に関する相談(P. 21)



事業者の方へ

- 32 中小企業者を対象とした相談窓口(P. 22)
- 33 中小企業災害対策基金(P. 23)
- 34 農林水産業災害対策基金、農林漁業関係の相談窓口(P. 24)



そのほかの情報

- 35 災害ボランティアの依頼（P. 25）
- 36 太陽光発電システムの水害時の感電の危険性(P. 25)
- 37 外国人向けの相談窓口（P. 26）
For Foreign Residents



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「**り災証明書**」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 市町によっては、自動車や家財などの動産が災害による被害を受けたことの証明として「**被災証明書**」の発行も行っています。
- ◆ 各市町の窓口は以下のとおりです。
※被害状況の分かる写真の撮影をお願いします。

市町	窓口		電話番号
静岡市	葵区	【発行】市民税課	054-221-1041
		【調査】固定資産税課 家屋第1係	054-221-1047
	駿河区	【発行】市民税課 普通徴収第2係	054-221-1542
		【調査】固定資産税課 家屋第2係	054-221-1547
	清水区	【発行】清水市税事務所 市民税係	054-354-2072
		【調査】清水市税事務所 家屋係	054-354-2082
浜松市	中区	社会福祉課	053-457-2051
	東区	社会福祉課	053-424-0173
	西区	社会福祉課	053-597-1118
	南区	社会福祉課	053-425-1460
	北区	社会福祉課	053-523-3111
	浜北区	社会福祉課	053-585-1121
	天竜区	社会福祉課	053-922-0018
		財務部市民税課	053-457-2144
島田市		福祉課福祉政策係	0547-36-7407
		金谷南支所 地域総合課 ※当面の間	0547-46-3560
		金谷北支所 地域総合課 ※当面の間	0547-46-5612
		川根支所 地域総合課 ※当面の間	0547-53-4580
		初倉行政サービスセンター ※当面の間	0547-30-0068
		六合行政サービスセンター ※当面の間	0547-37-7131
磐田市		【罹災証明書】市税課 家屋グループ	0538-37-4809
		【被災証明書(農作物)】農林水産課 農林水産振興グループ	0538-37-4813
焼津市		課税課	054-626-2150



市町	窓口	電話番号
掛川市	市役所 2 階資産税課窓口、大東支所 1 階市民窓口係、大須賀支所 1 階市民窓口係	0537-21-1137
藤枝市	課税課 家屋・償却資産係	054-643-3279
袋井市	【罹災証明書】課税課資産税係	0538-44-3110
	【被災証明書】総務課行政係	0538-44-3100
湖西市	危機管理課	053-576-4538
御前崎市	税務課	0537-85-1114
菊川市	税務課	0537-35-0913
牧之原市	社会福祉課（総合健康福祉センターさざんか内）	0548-23-0070
吉田町	【被害状況調査】防災課	0548-33-2164
川根本町	税務住民課	0547-56-2223
森町	税務課 資産税係	0538-85-6309

（注）各市町ホームページ公表分のみ記載しています。

2 断水対応（応急給水）

※静岡市清水区の断水は解消されました。

- ◆ **静岡市清水区**の断水について、給水車等による応急給水を区内各地にて行っています。静岡市ホームページにて、随時情報を掲載しておりますのでご参照ください。

【清水区の断水対応（応急給水）】

https://www.city.shizuoka.lg.jp/138_000083.html

【各種団体による水やペットボトル等の配布等】

https://www.city.shizuoka.lg.jp/138_000087.html

【問合せ先】

- ・上下水道局 水道部 水道総務課 広報・危機管理係 **054-270-9124**
- ・上下水道お客様サービスセンター **054-251-1132**

3 災害ごみの収集等

- ◆ 被災市町では、災害により発生したゴミについて、処理場への自己搬入、処理手数料の減免、仮設置場の設置等を行っています。詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。



市町	窓口	電話番号
静岡市	【仮設置場】ごみ減量推進課	054-221-1075
	【収集】収集業務課	054-221-1365
	【収集】沼上収集センター	054-264-1900
	【収集】清水収集センター	054-366-2751
	【土砂】宅地内土砂対策チーム	054-221-1627
浜松市	廃棄物処理課	053-453-0011
	ごみ減量推進課	053-453-6229
	【住居内の土石、竹木の除去】都市復興部（住宅課）	053-457-2457
	【住居内を除く宅地内の土砂、流木のみの処理】土木復旧部	053-457-2774
島田市	環境課	0547-34-1122
磐田市	ごみ対策課 施設管理グループ	0538-35-3717
焼津市	環境課	054-626-1130
掛川市	環境政策課	0537-21-1145
藤枝市	環境政策課	054-643-3183
袋井市	環境政策課	0538-44-3115
御前崎市	環境課	0537-85-1162
菊川市	環境推進課	0537-35-0916
牧之原市	環境課	0548-53-2609
吉田町	都市環境課	0548-33-2161
川根本町	くらし環境課 環境政策室	0547-56-2236
	【土砂】建設課	0547-56-2227
森町	住民生活課生活環境係	0538-85-6314

（注）各市町ホームページ公表分のみ記載しています。

4 被災者のための住宅提供

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅や借上げ型の応急住宅を提供しています。詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号
静岡市	【借上げ型応急住宅】住宅政策課	054-221-1590
	【公営住宅の問合せ先】住宅政策課	054-221-1132
浜松市	【県営住宅】静岡県浜松土木事務所建築住宅課	053-458-7284
	【市営住宅】浜松市都市整備部住宅課	053-457-2455
磐田市	建築住宅課	0538-37-4851

（注）各市町ホームページ公表分のみ記載しています。



5 被災住宅の応急修理等

- ◆ **災害救助法の適用市町**において、災害により住宅が大規模半壊・中規模半壊・半壊、準半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
- ◆ **修理限度額**
 - ・大規模半壊・中規模半壊・半壊の世帯：65万5千円以内
 - ・準半壊の世帯：31万8千円以内
- ◆ 詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号
静岡市	建築指導課 管理係	054-221-1371
	「被災者支援窓口」 葵 区：静岡庁舎新館1階ロビー（平日8:30～17:15） 駿河区：駿河区役所3階（平日8:30～17:15） 清水区：静岡市清水産業・情報プラザ（清水区相生町6-17） （平日8:30～17:15、土日祝：9:00～16:00）	（生活安心安全課）054-221-1054
浜松市	住宅課	053-457-2457
磐田市	建築住宅課	0538-37-2706
藤枝市	建築住宅課	054-643-3481

（注）各市町ホームページ公表分のみ記載しています。

6 被災住宅の補修や再建

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、相談やお困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、公益財団法人「住宅リフォーム・紛争処理支援センター」が「**住まいるダイヤル**」を開設しています。
- ◆ 詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

【住まいるダイヤル】

- ・電話：0570-016-100（IP電話からの場合は、03-3556-5147）
- ・受付時間：平日10:00～17:00（土日祝、年末年始を除く）



7 災害に便乗した悪質商法に注意

- ◆ 大規模災害の後には、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。
- ◆ 本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」、「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」などと契約を迫る業者とのトラブルが多く発生しています。
- ◆ 不審な勧誘や電話を受けた場合やご心配ごとがある場合には、下記の番号までご相談ください。

【消費者ホットライン】

- ・ 電話： **188** ^{い や や}（市外局番なしの3桁番号）

【国民生活センターホームページ】

- ・ 被災地域は特に注意！災害後の住宅修理トラブル
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220616_1.html
- ・ 静岡県内の消費生活センター
https://www.kokusen.go.jp/map/ncac_map22.html



お金のこと

8 被災者生活再建支援金の支給

- ◆ **生活再建支援法の適用市(静岡市)**において、住宅が全壊・大規模半壊・中規模半壊などした場合において、生活再建のための支援金が支給されます。
- ◆ 静岡市の問合せ先は、以下のとおりです。

窓口		電話番号
葵区	地域総務課（葵区役所1階）	054-221-1343
駿河区	地域総務課（駿河区役所3階）	054-287-8697
清水区	地域総務課（清水区役所4階）	054-354-2024
【制度に関する問合せ先】 市民自治推進課		054-221-1265

- ◆ 静岡市以外の被災市町においては、被災者生活再建支援法に基づく支援金制度と同様の支援を行う「被災者自立生活再建支援事業」に該当する場合があります。詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。
※各市町の連絡先は、表紙裏面【市町連絡先一覧】を参照してください。

9 災害弔慰金等の支給

- ◆ **災害救助法の適用市町**において、お亡くなりになられた方の遺族に対して**災害弔慰金**（最大500万円）が、精神又は身体に著しい障害を受けた方に対して**災害障害見舞金**（最大250万円）が支給されます。
- ◆ また、災害により被害を受けた方に対し、市町が独自に**見舞金**を支給する場合があります。詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号
静岡市	【葵区】 地域総務課	054-221-1343
	【駿河区】 地域総務課	054-287-8697
	【清水区】 地域総務課	054-354-2024
	【制度に関する問合せ先】 市民自治推進課	054-221-1265
	「被災者支援窓口」 葵 区：静岡庁舎新館 1 階ロビー（平日 8：30～17：15） 駿河区：駿河区役所 3 階（平日 8：30～17：15）	（生活安心安全課）054-221-1054



	清水区：静岡市清水産業・情報プラザ（清水区相生町 6-17） （平日 8：30～17：15、土日祝：9：00～16：00）	
浜松市	福祉総務課	053-457-2326
磐田市	福祉課	0538-37-4814
焼津市	地域福祉課	054-631-5530
掛川市	福祉課 社会福祉係	0537-21-1140
袋井市	しあわせ推進課 社会福祉係	0538-43-6285
牧之原市	社会福祉課（総合健康福祉センターさざんか内）	0548-23-0070

（注）各市町ホームページ公表分のみ記載しています。

10 災害義援金の支給

- ◆ 令和4年台風15号により、多数の家屋が床上浸水する等の甚大な被害があったことを受け、県及び市町が**災害義援金**を募集し、被災された方に支給します。
- ◆ 義援金の対象や金額については、県及び市町の配分委員会において決定します。詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号
静岡県	福祉長寿政策課	054-221-2844
静岡市	福祉総務課 障害活躍推進室	054-221-1335
浜松市	次世代育成課	053-457-2795

（注）各自治体ホームページ公表分のみ記載しています。

11 災害援護資金の貸付

- ◆ **災害救助法の適用市町**において、住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ **貸付限度額**：最大350万円
- ◆ **償還期限**：据置期間（3年）を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。
※各市町の連絡先は、表紙裏面【市町連絡先一覧】を参照してください。



12 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、資金の貸付が行われます。一世帯につき10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間（通常2か月以内）終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金（250万円以内）や災害により臨時に必要な経費（150万円以内）の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間（通常6か月以内）終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町の社会福祉協議会にお問い合わせください。

【市町社会福祉協議会連絡先一覧】

名称	所在地	代表電話番号
静岡県社会福祉協議会	静岡市葵区駿府町 1-70	054-254-5244
静岡市社会福祉協議会	静岡市葵区城内町 1-1	054-254-5213
浜松市社会福祉協議会	浜松市中区成子町 140-8	053-453-0580
沼津市社会福祉協議会	沼津市日の出町 1-15	055-922-1500
三島市社会福祉協議会	三島市南本町 20-30	055-972-3221
富士宮市社会福祉協議会	富士宮市宮原 7-1	0544-22-0054
島田市社会福祉協議会	島田市大津通 2-1	0547-35-6247
富士市社会福祉協議会	富士市本市場 432-1	0545-64-6600
磐田市社会福祉協議会	磐田市国府台 57-7	0538-37-4824
焼津市社会福祉協議会	焼津市大覚寺 3-2-2	054-621-2941
掛川市社会福祉協議会	掛川市掛川 910-1	0537-22-1294
藤枝市社会福祉協議会	藤枝市岡部町内谷 1400-1	054-667-2940
御殿場市社会福祉協議会	御殿場市萩原 988-1	0550-70-6801
袋井市社会福祉協議会	袋井市久能 2515-1	0538-42-7914



名称	所在地	代表電話番号
裾野市社会福祉協議会	裾野市石脇 524-1	055-992-5750
湖西市社会福祉協議会	湖西市古見 1044	053-575-0294
御前崎市社会福祉協議会	御前崎市白羽 5402-10	0548-63-5294
菊川市社会福祉協議会	菊川市半済 1865	0537-35-3724
牧之原市社会福祉協議会	牧之原市須々木 140	0548-52-3500
清水町社会福祉協議会	駿東郡清水町堂庭 221-1	055-981-1665
長泉町社会福祉協議会	駿東郡長泉町下土狩 967-2	055-988-3920
吉田町社会福祉協議会	榛原郡吉田町片岡 795-1	0548-34-1800
川根本町社会福祉協議会	榛原郡川根本町上岸 90	0547-59-2315
森町社会福祉協議会	周智郡森町森 50-1	0538-85-5769

13 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、「住宅金融支援機構」が金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金の融資（災害復興住宅融資）を行っています。

【住宅金融支援機構 お客様コールセンター（災害専用ダイヤル）】

- ・ 電話：0120-086-353(通話無料)
- ・ 受付時間：9：00～17：00（祝日・年末年始を除き、土日も営業）

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。

14 住宅ローンの返済

- ◆ **災害救助法の適用市町**における住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。



- ◆ 借入先が銀行の場合、**全国銀行協会相談室**にお問い合わせいただくこともできます(電話：0570-017109又は03-5252-3772、受付時間：平日9時～17時)。

15 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、**災害救助法適用地域の世帯の学生**に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の申請を受け付けています。
- ◆ 緊急採用奨学金については、現在在学している学校を通じて申し込みください。また、奨学金返還に関する相談は、奨学金相談センター（電話：0570-666-301、受付時間：平日9：00～20：00（土日祝日・年末年始を除く））にお問い合わせください。
- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対して、**JASSO 災害支援金(10万円、返還不要)**の申請受付をしています。詳しくは、JASSO 災害支援金担当（電話：03-6743-3185）にお問い合わせください。

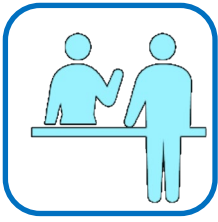
16 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ **災害救助法の適用市町**において、被災した事業主・労働者の方々に対し、雇用保険の関係で特別措置を受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、以下の労働局、ハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
静岡労働局	054-254-6317	—
ハローワーク三島	055-980-1300	熱海市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡
ハローワーク沼津	055-931-0145	沼津市、裾野市、清水町、長泉町
ハローワーク御殿場	0550-82-0540	御殿場市、小山町
ハローワーク富士	0545-51-2151	富士市
ハローワーク富士宮	0544-26-3128	富士宮市



名称	電話番号	管轄区域
ハローワーク清水	054-351-8609	静岡市清水区
ハローワーク静岡	054-238-8609	静岡市葵区・駿河区
ハローワークプラザ静岡	054-250-8609	—
ハローワーク焼津	054-628-5155	焼津市、藤枝市
ハローワーク島田	0547-36-8609	島田市、川根本町
ハローワーク榛原	0548-22-0148	牧之原市、吉田町
ハローワーク掛川	0537-22-4185	掛川市、菊川市、御前崎市
ハローワーク磐田	0538-32-6181	磐田市、袋井市、森町
ハローワーク浜松、 アクトタワー庁舎	053-541-8609	浜松市中区・東区・西区・ 南区、湖西市
ハローワーク細江	053-522-0165	浜松市北区
ハローワーク浜北	053-584-2233	浜松市天竜区・浜北区



役所の手続きのこと

17 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、以下の最寄りの税務署にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
熱海税務署	0557-81-3515	熱海市、伊東市
磐田税務署	0538-32-6111	磐田市、袋井市、森町
掛川税務署	0537-22-5141	掛川市、御前崎市、菊川市
静岡税務署	054-252-8111	静岡市葵区・駿河区
島田税務署	0547-37-3121	島田市、牧之原市、吉田町、川根本町
清水税務署	054-355-2360	静岡市清水区
沼津税務署	055-922-1560	沼津市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町
浜松西税務署	053-555-7111	浜松市中区・西区・北区、湖西市
浜松東税務署	053-458-1111	浜松市東区・南区・浜北区・天竜区
富士税務署	0545-61-2460	富士宮市、富士市
藤枝税務署	054-641-0680	焼津市、藤枝市
三島税務署	055-987-6711	三島市、伊豆市、伊豆の国市、函南町

18 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期限の延長の救済措置があります。



- ◆ 詳しくは、以下の最寄りの県財務事務所にお問い合わせください（税の種類によって管轄する財務事務所が異なりますのでご注意ください。）。

市町	減免対象の税の種類	管轄事務所	電話番号 (管理課)
沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町	個人事業税	沼津財務事務所	055-920-2030
	不動産取得税		055-920-2033
	自動車税種別割		055-920-2019
	自動車税環境性能割		055-966-0626
富士宮市、富士市	個人事業税	富士財務事務所	0545-65-2127
	不動産取得税 (家屋評価業務を除く)		0545-65-2129
	自動車税種別割		0545-65-2118
	不動産取得税 (家屋評価業務)	沼津財務事務所	055-920-2033
	自動車税環境性能割		055-966-0626
静岡市	個人事業税	静岡財務事務所	054-286-9161
	不動産取得税		054-286-9170
	自動車税種別割		054-286-9130
	自動車税環境性能割		054-261-4029
島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	個人事業税	藤枝財務事務所	054-644-9131
	不動産取得税 (家屋評価業務を除く)		054-644-9132
	自動車税種別割		054-644-9122
	不動産取得税 (家屋評価業務)	静岡財務事務所	054-286-9170
	自動車税環境性能割		054-261-4029
磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町	個人事業税	磐田財務事務所	0538-37-2221
	不動産取得税 (家屋評価業務を除く)		0538-37-2222
	自動車税種別割		0538-37-2211
	不動産取得税 (家屋評価業務)	浜松財務事務所	053-458-7146
	自動車税環境性能割		053-421-4543
浜松市、湖西市	個人事業税	浜松財務事務所	053-458-7142
	不動産取得税		053-458-7146
	自動車税種別割		053-458-7132
	自動車税環境性能割		053-421-4543

- (注)1 上記以外の県税についても、申告や納税の期限を延長することができます。
 2 「個人県民税」については、お住まいの市町（表紙裏面【市町連絡先一覧】参照）にお問い合わせください。

19 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、固定資産税、市



町村民税・県民税、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期限の延長の救済措置があります。

- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

※各市町の連絡先は、表紙裏面【市町連絡先一覧】を参照してください。

20 公共料金の減免措置等

- ◆ **電気、ガス、電話等**については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各社へご確認ください。

【電気】

適用地域	事業者名	電話番号
沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、伊豆市、伊豆の国市、函南町、小山町	東京電力エナジーパートナー株式会社 (受付時間) 9:00~17:00 (休・祝日を除く月曜~土曜)	自由化前の料金プランの方 0120-995-001(通話料無料)
		自由化後の料金プランの方 0120-995-113(通話料無料)
	東京電力パワーグリッド株式会社 (受付時間) 9:00~12:00、13:00~17:00 (年未年始(12月29日~1月3日)、土・日・祝日は除く)	小売電気事業者の方 03-3509-1709
		最終保障供給ご契約者の方 03-4346-6060
静岡市、浜松市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、川根本町、森町	中部電力ミライズ株式会社 (受付時間) 9:00~17:00 (年未年始(12月29日~1月3日)、土・日・祝日は除く)	カスタマーセンター 0120-921-697(通話料無料)
		小売電気事業者の方 0570-03-5600
	中部電力パワーグリッド株式会社 (受付時間) 9:00~12:00、13:00~17:00 (年未年始(12月28日~1月3日)、土・日・祝日は除く)	最終保障供給ご契約者の方 0570-03-5600



【ガス、電話】

事業者名など		電話番号
静岡ガス	(受付時間) 月～金 8:45～19:00 土・日・祝・年末年始(12月29日～1月4日)・5月1日 8:45～18:00	お客さまコンタクトセンター 0570-020-161
NTT東日本	(受付時間) 9:00～17:00 (土・日・祝・年末年始を除く)	料金問合せ受付センター 0120-002992
NTT西日本	(受付時間) 9:00～17:00 (年末年始12月29日～1月3日を除く)	局番なしの「 116 」 携帯電話からは 0800-2000-116

- ◆ **上下水道**についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは、上下水道の事業者（市町）にご確認ください。
- ◆ **NHK**では、**災害救助法の適用市町**において、半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた方々の申出に基づき、令和4年9月及び10月（2か月間）の受信料が免除になります。詳しくは以下の窓口にお問い合わせください。

【問合せ先】

N H K 静岡放送局 経営管理企画センター視聴者グループ

- ・ 電話： **054-654-5200**
- ・ 受付時間： 平日10:00～17:00

21 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。
- ◆ 災害により被災し、住宅、家財その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。
- ◆ また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、市町の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。



名称	電話番号	管轄区域		
		健康保険・厚生年金保険	国民年金	船員保険
静岡年金事務所	054-203-3707	葵区、駿河区、清水区	葵区 駿河区	静岡県
清水年金事務所	054-353-2233	—	清水区	—
浜松東年金事務所	053-421-0192	東区、南区、浜北区、天竜区、磐田市		
浜松西年金事務所	053-456-8511	中区、西区、北区、湖西市		
沼津年金事務所	055-921-2201	沼津市、御殿場市、裾野市、駿東郡		
三島年金事務所	055-973-1166	三島市、熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡		
島田年金事務所	0547-36-2211	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡		
掛川年金事務所	0537-21-5524	掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、周智郡		
富士年金事務所	0545-61-1900	富士市、富士宮市		

22 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、管轄する支局、出張所にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
静岡地方法務局	054-254-3555	静岡市葵区、駿河区
沼津支局	055-923-1201	沼津市、裾野市、御殿場市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、小山町、清水町、長泉町、函南町
富士支局	0545-53-1200	富士市、富士宮市
浜松支局	053-454-1396	浜松市、湖西市
掛川支局	0537-22-5538	掛川市、御前崎市、菊川市
藤枝支局	054-641-1158	藤枝市、焼津市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町
袋井支局	0538-42-3545	袋井市、森町
清水出張所	054-351-4481	静岡市清水区
磐田出張所	0538-32-2618	磐田市



23 運転免許証の再交付

- ◆ 運転免許証、仮運転免許証又は運転経歴証明書の再交付を申請する場合は、以下の窓口で受け付けています。
- ◆ 詳しくは、以下の運転免許センター、住所地を管轄する警察署又は警察署分庁舎にお問い合わせください。

名称	所在地	代表電話番号
東部運転免許センター	沼津市足高	055-921-2000
中部運転免許センター	静岡市葵区与一	054-272-2221
西部運転免許センター	浜松市浜北区小松	053-587-2000

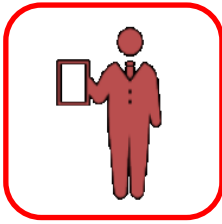
24 自動車検査証の有効期間の伸長

- ◆ 今回の台風被害に伴い、**静岡県の一部地域**※に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和4年9月23日から同年10月3日までの自動車について、**令和4年10月3日まで有効期間を伸長**します。

※静岡市葵区（有東木、梅ヶ島、大原、大間、富沢、渡、中平、入島、平野、水見色、横山）、静岡市清水区（大平、葛沢）、島田市川根町家山、榛原郡川根本町壺町河内

- ◆ なお、今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の見直し等を検討します。詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域
静岡運輸支局	050-5540-2050	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡
沼津自動車検査登録事務所	050-5540-2501	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、富士宮市、富士市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡
浜松自動車検査登録事務所	050-5540-2052	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、周智郡



民間の手続きのこと

25 損害保険に関すること

- ◆ 損害保険の適用などについては、以下の窓口にお問い合わせください。

・ご契約の損害保険会社

・日本損害保険協会 そんぽADRセンター

・ 電話：0570-022-808

（IP電話等：052-308-3081）

・ 受付時間：平日9：15～17：00（土日祝日、年末年始を除く）

- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は、以下の窓口で照会できます。

・日本損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター

・ 電話：0120-501331(フリーダイヤル)

・ 受付時間：平日9：15～17：00（土日祝日、年末年始を除く）

26 生命保険の契約内容

- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、以下の窓口にお問い合わせください。

【生命保険協会 生命保険相談所(災害時受付専用連絡先)】

・ 電話：0120-001-731(フリーダイヤル)

・ 受付時間：平日9：00～17：00（土日祝日を除く）

【かんぽ生命保険 かんぽコールセンター】

・ 電話：0120-552-950(フリーダイヤル)

高齢者のお客様専用 0120-744-552(フリーダイヤル)

・ 受付時間：平日9：00～21：00

土日祝日9：00～17：00（年末年始を除く）



27 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ **災害救助法の適用市町**において、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻し等ができます。

・各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口

・ゆうちょコールセンター

電話：0120-108-420(フリーダイヤル)

受付時間：平日9:00~19:00、土・日・祝・12月31日9:00~17:00

28 専門家による生活なんでも相談 (静岡市民向け)

- ◆ 今回の台風による災害について、**静岡市**において、弁護士、司法書士、行政書士、建築士、税理士等の専門家団体からなる「静岡県災害対策士業連絡会」が生活再建に関する相談・情報提供を行う「生活なんでも相談会」を開催します。相談は**予約不要・無料**です。

【専門家による生活なんでも相談(静岡市民向け)】

- ・日時：10月11日~12月9日 ※期間の延長・短縮もあり得ます
平日10:00~16:00
※土日は11/5(土)、11/6(日)のみ清水区で開催
- ・場所：葵 区：静岡庁舎新館1階ロビー **※11/11 終了**
駿河区：駿河区役所3階 **※10/31 終了**
清水区：静岡市清水産業・情報プラザ2階(清水区相生町6-17)
※清水区会場は駐車場がないため、公共交通機関もしくは清水庁舎の駐車場をご利用ください。
- ・電話：054-252-0008 (静岡県災害対策士業連絡会事務局)
(受付時間：平日9:00~12:00、13:00~17:00)



29 法律相談等の窓口

- ◆ **静岡県弁護士会**では、被災された方の無料電話相談窓口を設けています。
 - ・ 電話：055-931-1848
 - ・ 受付時間：平日10：00～12：00、13：00～16：00

- ◆ **静岡県司法書士会**が設置する「司法書士総合相談センターしずおか」では、今回の台風災害に関する無料相談窓口を設けています。

<無料電話相談>

 - ・ 電話：054-289-3704
 - ・ 受付時間：平日14：00～17：00

<無料面談相談（予約制）>

 - ・ 電話：054-289-3700
 - ・ 予約受付時間：平日9：00～17：00

- ◆ **静岡県行政書士会**
 - **り災証明書の交付申請支援**

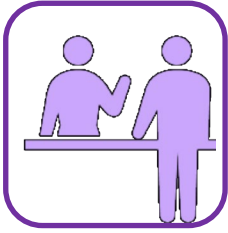
静岡県行政書士会では、被災された方で役所等に出向くことができず、「り災証明書」の交付申請手続きができない方に代わり、一定の期間、り災証明書の交付申請支援を無料で行います。

 - ・ 電話：054-254-3003
 - ・ 受付時間：平日9：30～16：30（土・日・祝日を除く）

 - **廃車手続サポート**

「専門家による生活なんでも相談」において、行政書士による廃車手続サポートを行います。会場等は、上記「28専門家による生活なんでも相談（静岡市民向け）」を参照してください。

 - ・ 葵 区：10/19(水)～毎週水曜 10：00～16：00
 - ・ 駿河区：10/19(水)～毎週水曜 10：00～16：00 **※10/31終了**
 - ・ 清水区：10/12(水)～毎週水曜、金曜 10：00～16：00



医療・健康のこと

30 医療機関等の受診、介護サービスの利用など

◆ 保険証を紛失するなどした場合の医療機関等への受診について

被災により保険証を紛失するなどして医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、住所等を医療機関等の窓口伝えることにより、保険診療で受診することができます。

◆ 医療機関での窓口支払いや介護サービスの利用料について

災害救助法の適用市町において、適用市の国民健康保険・介護保険、適用市が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となる場合があります。

- ◆ ご不明な点は、加入されている保険者（市の国民健康保険・後期高齢者医療窓口等）にお問い合わせください。

31 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ **独立行政法人労働者健康安全機構**において、被災された方からのメンタルヘルスに関する相談及び健康に関する相談を電話でお受けしています。

【令和4年度 大雨及び台風等による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル】

- ・ 電話：0120-200-826(フリーダイヤル)
- ・ 受付時間：平日10:00～17:00（土日祝日を除く）



事業者の方へ

32 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 今回の台風災害で被害を受けられた中小企業者の方々を対象に、災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

【静岡県信用保証協会】

＜令和4年台風第15号による災害に関する特別相談窓口＞

名称	所在地	電話番号
中部総合相談センター	静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル5階	0120-783-507(フリーダイヤル) 又は054-252-2133
西部総合相談センター	浜松市中区田町330-5 遠鉄田町ビル6階	0120-783-508(フリーダイヤル) 又は053-451-3570
東部総合相談センター	沼津市米山町6-5 沼津商工会議所会館3階	0120-783-509(フリーダイヤル) 又は055-926-5200

【日本政策金融公庫】

	支店名・事業種別	電話番号
静岡支店	中小企業事業	054-254-3631
	国民生活事業	0570-049824
浜松支店	中小企業事業	053-453-1611
	国民生活事業	0570-049890
沼津支店	国民生活事業	0570-050737

【商工組合中央金庫】

- ・ 静岡支店 054-254-4131
- ・ 浜松支店 053-454-1521
- ・ 沼津支店 055-920-5000

**【商工会議所】**

- ・ 静岡商工会議所 静岡事務所 054-253-5113
- ・ 静岡商工会議所 清水事務所 054-353-3402
- ※清水産業・情報プラザでも相談を行っています（平日のみ）
- ・ 清水商工会 054-369-0431
- ・ 浜松商工会議所 053-452-1111
- ・ 沼津商工会議所 055-921-1000
- ・ 三島商工会議所 055-975-4441
- ・ 富士宮商工会議所 0544-26-3101
- ・ 富士商工会議所 0545-52-0995
- ・ 下田商工会議所 0588-22-1181
- ・ 磐田商工会議所 0538-32-2261
- ・ 伊東商工会議所 0557-37-2500
- ・ 熱海商工会議所 0557-81-9251
- ・ 島田商工会議所 0547-37-7155
- ・ 焼津商工会議所 054-628-6251
- ・ 掛川商工会議所 0537-22-5151
- ・ 藤枝商工会議所 054-641-2000
- ・ 岡部町商工会 054-667-0244
- ・ 袋井商工会議所 0538-42-6151

【静岡県商工会連合会】 054-255-8080

【静岡県中小企業団体中央会】 054-254-1511

【静岡県よろず支援拠点】 054-253-5117

【独立行政法人中小企業基盤整備機構関東本部】 03-5470-1620

【経済産業省関東経済産業局産業部中小企業課】 048-600-0321

33 中小企業災害対策資金

- ◆ 静岡県では、令和4年台風第15号により直接被害、間接被害を受けた中小企業者、組合に対し、県制度融資による低利融資を行います。
- ◆ 融資限度額は5,000万円、融資期間は10年以内（据置期間1年以内）です。
- ◆ 申込みは、取扱金融機関（地銀、信金、都銀等の県内本支店）の融資担当



窓口にご相談ください。

【制度に関する問合せ先】

- ・ 静岡県商工金融課 054-221-2525
- ・ 県ホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/sikin-05.html>

34 農林水産業災害対策資金、 農業者を対象とした相談窓口

- ◆ 静岡県では、令和4年台風第15号に伴う大雨等により被害を受けた農林水産業者に対し、経営再建等を支援するため、県制度融資による低利融資を行います。
- ◆ 融資限度額は、運転資金が個人1,000万円、法人2,000万円、生活維持資金が個人300万円、償還期限は5年以内（据置期間1年以内）です。
- ◆ 申込みは、取扱金融機関（静岡県信用農業協同組合連合会、県内の農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店）にご相談ください。

【制度に関する問合せ先】

- ・ 静岡県農業ビジネス課 054-221-2629
- ・ 県ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-320/nougyoukinyu/r10saigaitaisaku.html>

- ◆ 日本政策金融公庫では、被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 静岡支店 <農林水産事業>

054-205-6070



そのほかの情報

35 災害ボランティアの依頼

- ◆ 今回の台風による被災者の方で、ご自宅の清掃や片付けなど、ボランティアに活動を依頼したい方は、以下の災害ボランティアセンターにお問い合わせください。

名称	電話番号等
静岡県災害ボランティア本部	場所：静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館 2階 電話：①054-205-5151 ②054-205-5141 URL： https://shizuokavc.jp/
静岡市災害ボランティアセンター	葵区：080-5071-9507、080-5071-9520 駿河区：080-5071-9525 清水区：080-5071-9581、080-5071-9630 090-8049-9499、090-8049-9450 音声による連絡が困難な方：(FAX) 054-653-0039 受付時間：10：00～16：00（土日祝も受付）
浜松市天竜区災害ボランティアセンター	場所：天竜保健福祉センター 電話：053-926-0322
磐田市災害ボランティアセンター	場所：iプラザ（磐田市国府台 57-7） 電話：0538-37-9617（受付時間：平日 9：00～16：00） 音声による連絡が困難な方：(FAX) 0538-37-4866

（注）上記以外の市町でも、ボランティアによる災害支援を行っている場合があります。
詳しくは、【市町社会福祉協議会連絡先一覧】（P8）にお問い合わせください。

36 太陽光発電システムの水害時の感電の危険性

- ◆ **水没・浸水した太陽光発電システムに近づくと感電の恐れがあります。**
 - ・ 災害により損壊したパネルであっても、光が当たれば発電するため、接近・接触すると感電する恐れがあります。
 - ・ 被害にあった太陽光発電システムにむやみに近づかずに、システムの事業者や管理者へ連絡してください。

【お問合せ先】

一般社団法人 太陽光発電協会 0570-003-045



37 外国人向けの相談窓口 For Foreign Residents

◆ 生活 についての 情報・相談 (Shizuoka Assistance Center for Foreign Residents)

- 静岡県国際交流協会が、外国人が生活する上で困っていることを解決するお手伝いをします。

【静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ】

◆ 054-204-2000

- 対応時間：10：00～16：00（平日）
- 対応言語：ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、英語、韓国語
- ホームページ：<http://www.sir.or.jp/multiculture/adviser/detail/id=2634>

【静岡県内市町の外国人相談窓口】

http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-160/bom_dia/documents/sodanmadoguchi2021.pdf

◆ FRESCヘルプデスク

(Foreign Residents Support Center)

- 外国人 在留 支援センターが、生活に困っている外国人の相談を電話で聞きます。
- 0120-76-2029（お金はかかりません）
- 対応時間：9：00～17：00（平日）
- 対応言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、フィリピン語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、フランス語、シンハラ語、ウルドゥー語、ベンガル語
- ホームページ：https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc_helpdesk.html